

第10回土地等利用状況審議会 議事録

令和6年12月23日

【事務局】それでは、定刻となりましたので、会議を始めさせていただきたいと思います。

ただいまから「土地等利用状況審議会」の第10回会議を開催させていただきます。

本日は常設のマイクはございませんので、御発言の際に職員がマイクをお持ちいたします。御発言に際しましては、御参加の各委員にしっかり聞こえるようにマイクを御使用いただくようによりしくお願いいたします。

マイクについては、ハウリングが生じますので、発言が終了しましたら必ずマイクを電源オフにさせていただくようによりしくお願いいたします。

本日はお忙しいところをお越しいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の審議会は、令和6年7月25日に委員の皆様が選任されて初めて開催されるものであるため、現時点では議事を進行してくださる会長が選任されておりません。会長が決まるまで暫定的に進行役を重要土地担当参事官の〇〇が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、本日でございますが、城内大臣に御出席していただいております。よろしくお願いいたします。

まず、大臣から一言よろしくお願いいたします。

【城内大臣】10月に経済安全保障担当大臣を拝命いたしました城内実でございます。

重要土地等調査法に基づく事務も担当させていただいておりますが、本日の第10回土地等利用状況審議会を開催するに当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

重要土地等調査法は令和4年に施行されまして、本年春までに重要施設周辺及び国境離島等の全国583の区域の指定を終え、本格的に運用フェーズに入ったところでございます。現在安全保障の観点から、重要な土地等の所有・利用の実態の調査を鋭意進めているところでございます。

委員、専門委員の皆様におかれましては、これまで区域指定において多大な御貢献をいただいたと認識しております。そしてまた、今般委員、専門委員全員が再任され、本日が初の会議となると伺っております。皆様に今後とも運用面について様々な御知見をいただければ幸いです。本日はありがとうございます。

そして、今日は若干の自衛隊施設の新設等に伴う5回目の区域指定に向け、その候補となる区域を皆様に提示させていただきます。そして、御議論をいただいた上で、皆様の御意見を踏まえて関係地方公共団体からの意見聴取や関係行政機関との協議、これらを行っていく所存でございます。

また、本日は令和5年度の重要施設周辺等における土地等の取得状況につきまして、事務局から報告があります。今回、令和5年度までに区域指定されました防衛施設周辺等の

土地等につきまして、外国人を含めた同年度中の取得状況を取りまとめたところであります。こちらにつきましては、皆様に御報告するとともに、事後、事務局より対外公表させていただく予定となっております。

内閣府といたしましては、引き続き重要土地等調査法を着実に運用いたしまして、重要施設等に対する機能阻害行為の防止に万全を期してまいり所存でございます。

本日は皆様方の忌憚のない御意見をいただければ幸いです。

以上でございます。

【事務局】ありがとうございました。

それでは、申し訳ございませんが、プレスの方はここで御退室をお願いいたします。どうもありがとうございます。

(報道関係者退室)

【事務局】ここで、このたび委員及び専門委員に選任された皆様を御紹介させていただきます。なお、全員再任でございます。

(出席者(対面及びオンライン)紹介：委員10名中9名、専門委員6名中4名)

(欠席者報告：委員10名中1名、専門委員6名中2名)

また、土地等利用状況審議会令第2条第1項では「委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない」と規定されておりますが、本日は定足数を満たしていることを御報告申し上げます。

なお、城内大臣におかれましては、所用のため、ここで御退席となります。ありがとうございました。

【城内大臣】失礼します。皆様、よろしくお願いします。

(城内大臣退室)

【事務局】それでは、議事を進めさせていただきたいと思います。

会長の互選でございます。

それでは、会長の互選を行いたいと思います。重要土地等調査法第18条第1項の規定により、会長を委員の互選により決定いただきます。どなたか御推薦はございますでしょうか。

〇〇委員、お願いいたします。

【委員】ありがとうございます。

これまで土地等利用状況審議会の会長として、政令や基本方針の策定に向けた議論、4回にわたる区域指定に関する審議をリードしていただいた森田委員に引き続き会長をお任せしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】ほかの皆様、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

【事務局】それでは、森田委員に会長をお願いいたしたいと思います。どうもありがとうございます。

では、森田委員から一言お願いいたしたいと思います。

【会長】会長に御指名いただきました森田でございます。

この審議会は大変重要な事項を審議しております。精いっぱい努めさせていただきたいと思っておりますので、委員の皆様にもどうぞ御協力をよろしくお願いいたします。

【事務局】ありがとうございます。

お手数でございますが、森田会長におかれましては、会長席に御移動をお願いいたします。

(会長、会長席へ移動)

【事務局】それでは、ここからは森田会長に議事をお願いいたしたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

【会長】改めまして、よろしくお願いいたします。

早速ですが、議事を進めさせていただきたいと思っております。

初めに、重要土地等調査法第18条第3項の規定によりまして「会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する」となっておりますので、会長代理を指名させていただきたいと思っております。

この件につきましては、松尾委員にお願いしたいと思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

【会長】ありがとうございます。

それでは、松尾委員、お願いいたします。

続きまして、本日の進行及び議事録、資料の取扱いに関しまして申し上げます。

お手元にごございます議事次第を御覧いただければと思いますが、本日はこの後「2. 議事」といたしまして、注視区域及び特別注視区域の指定について事務局より御説明をいただいた後、これに関する協議を行っていただきます。続きまして、「3. 報告事項」といたしまして、令和5年度における重要施設周辺等における土地等の取得状況について事務局から御報告をいただいた後、意見交換を行うことといたします。報告事項に対する御意見は事務局からの報告後の意見交換で行っていただきますよう、念のため申し添えます。

続きまして、議事録につきましては、審議会運営規則第8条第2項にのっとり、原則といたしまして発言者名を伏せる形で公表することといたします。議事録の公表に先立ち、事務局から皆様に対しまして内容の確認をお願いする予定でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ただし、「3. 報告事項」の議事録に関しましては、土地等利用状況調査の内容に踏み込み、個人情報や安全保障に関する情報を含み得るものであるために、審議会運営規則第8条第2項にのっとり、これは非公表といたします。

あわせて、委員、専門委員の皆様方には、国家公務員法上の守秘義務が課せられておりますので、情報の取扱いにはくれぐれも御留意いただきたいと思います。

次に、本日の資料のうちファイルでお配りしております具体的な個別の区域図につきましては、今後関係地方公共団体から意見聴取を行うものであり、現時点でこれらを公にすると地域住民の方々の間に混乱を生じさせるおそれや関係地方公共団体と国との間の率直な意見の交換が損なわれるおそれがあるため、審議会運営規則第7条第3項にのっとりまして、非公表といたします。

また、報告事項で使用いたします参考資料につきましても、土地等利用状況調査の内容に踏み込んだものであり、安全保障に関する情報を含むものと認められるため、審議会運営規則第7条第3項にのっとり、非公表といたします。

続きまして、「注視区域及び特別注視区域の指定について」に移ります。

本年5月に施行されました第4回目の区域指定により、その時点での既存の施設等については指定を全て終えたところではございますが、今般施設の新設、施設機能の変更による新たな指定・変更につきまして、事務局にて5回目の区域指定の候補がまとめられました。本日は事務局からまず5回目の区域指定・変更の考え方、2番目に5回目の区域指定・変更の候補、これらにつきまして資料に沿って御説明をいただき、これらについて討議を行っていききたいと思います。

区域の指定・変更に当たりましては、法律上はあらかじめ本審議会の意見を聴かなければならないとされておりますので、これまでの区域指定の際と同様に、5回目の区域指定・変更の候補につきまして皆様に御意見をいただきたいと思います。

それでは、長くなりましたけれども、事務局から資料の説明をお願いいたします。

【事務局】担当審議官をしております〇〇と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、注視区域及び特別注視区域の指定について、席上配付されております資料2に基づきまして説明申し上げます。

1ページでございます。本日は5回目の区域指定について御審議いただきます。まず、5回目の区域指定の考え方及び概要について説明いたします。次に、区域指定の候補を御紹介します。最後に、今後のスケジュール等について御紹介をいたします。

2ページを御覧ください。まず、5回目の区域指定の考え方及び概要について御説明いたします。これまで令和4年12月から令和6年4月にかけて、4回の区域指定により583箇所の区域が指定されたところでございます。先ほど会長のお話でもございましたように、4回目をもって区域指定を一旦は一通り終えたところでございますが、令和6年に新設等された重要施設、今回は防衛関係施設でございますが、こちらが2つありますので、今般5回目の区域指定の候補として提示をさせていただきます。矢印の下にございますが、1つ目は東京都の防衛イノベーション科学技術研究所でございます。こちらは令和6年に新設された施設でございます。2つ目は山口県の防府北基地でございます。こちらは令和6年に機能が追加された施設でございます。なお、共に施設の周囲は指定済みでございますが、施設の新設等により従来の区域が変更となります。

次の3ページを御覧ください。このページでは区域指定、今回は変更になりますが、そ

の候補につきまして事由とともに紹介をいたします。下線が引かれておりますが、下線部分が今般区域指定・変更の事由の対象となる施設でございます。

まず、一番上のところでございますが、防衛イノベーション科学技術研究所は、自衛隊の装備品の研究開発等を行う防衛装備庁の技術研究施設でございます。この施設の周囲は、4回目の区域指定におきまして、港区、品川区、目黒区、世田谷区及び渋谷区の「衛生学校、艦艇装備研究所、ニューサンノー米軍センター」として注視区域に指定済みであり、施設の新設に伴い、区域の名称変更と若干の区域の範囲の変更をしたいと考えております。

次に、防府北基地でございます。この施設は、4回目の区域指定において自衛隊の「活動拠点」を指定の事由として、自衛隊の機能支援を行う通信施設であります防府送信所の周辺区域と併せて、その周囲を防府市の「防府北基地、防府送信所」として注視区域に指定済みですが、今般防府北基地の指定の事由が、航空自衛隊宇宙作戦群の部隊の運用開始に伴い「警戒監視・情報機能」に変更となることから、その周囲を特別注視区域に変更したいと考えております。

以上が5回目の区域指定・変更の候補として提示するものでございます。

続きまして、4ページを御覧ください。今後のスケジュールについて記載をしております。本日の審議会におきまして5回目の区域指定の候補について御了承いただきましたならば、速やかに関係地方公共団体に対しまして区域図の案を送付し、意見聴取を開始したいと考えております。意見聴取は1か月程度を見込んでおりまして、その後、地方公共団体からの意見聴取結果を整理した上で、関係行政機関の長との協議を経て、次回の審議会において改めて御審議していただきたいと考えております。次回の審議会もできるだけ速やかに開催できるようにしたいと考えているところでございます。

5ページを御覧ください。5ページからは参考資料となります。この表は、これまでの審議会においても提示しております4回目までの区域指定の状況を記載しております。

6ページでございます。こちらの表もこれまでの審議会において提示しておりますけれども、注視区域と特別注視区域の指定の類型をまとめたものでございます。

次、7ページでございます。こちらにつきましては、重要土地等調査法の公布・成立後の経緯について記載をしております。本年5月に4回目の区域指定が施行されましたので、計583箇所の指定区域におきまして土地等利用状況調査を実施しているところでございます。

8ページ、こちらはこれまでの区域指定の概要を記載したものでございます。

続きまして、9ページでございます。こちらは周知・広報の状況について記載をしております。こちらで紹介しております取組につきましては、関係地方公共団体をはじめとした関係各所に御協力をいただきながら引き続き取り組んでおります。区域指定された地域にお住まいの住民の方々に、届出に関する情報をはじめ必要な情報が届くよう、これまでの関係地方公共団体等との関係性を活かしつつ、引き続きしっかりと取り組む必要があると考えております。また、これまでの御審議においても指摘をいただきましたように、本

制度の存在を広く周知することが機能阻害行為に対する抑止力にもなるという側面もございますので、こういった観点からも内閣府として周知・広報を続けてまいります。

そして、資料2の最後となる10ページでございますが、重要土地ウェブ地図の公開について御報告をいたします。重要土地等調査法に基づく指定区域につきましては、現在内閣府において縦覧に供することに加えて、内閣府ホームページにおいてPDF形式で公開しているところですが、本年6月より届出等を行う方の利便性の向上を目的といたしまして、同ホームページに重要土地ウェブ地図を公開しております。このウェブ地図でございますが、内閣府ホームページからアクセスできるウェブ地図上に区域範囲を示しまして、区域の名称の掲載や表示範囲の移動、そして拡大、縮小といった操作ができます。こういった操作を通じまして、より簡便に指定区域の範囲を閲覧、確認できるようにしております。また、民間サービスを利用した住所検索機能を参考として備えており、区域の検索も効率的に行えます。法律の基本方針にも記載のありますとおり、区域の指定においては、安全保障の確保と自由な経済活動の両立を図る必要があります、重要土地ウェブ地図により届出等を行う方が指定区域を的確かつ迅速に知ることができるようになることが期待されるところでございます。

以上をもちまして資料2に関する説明を終わらせていただきます。

【会長】説明ありがとうございます。

次に、討議に入りたいと思います。

(辻副大臣入室)

【会長】それでは、事務局より説明がございました5回目の区域指定・変更に関する内容につきまして討議をしたいと思います。御発言のある方は挙手をお願いいたします。

〇〇専門委員、どうぞ。

【専門委員】御検討されているという話だったので追加的な話になるかもしれませんが、行政機構はしばしば変わっていくわけでありませうけれども、組織改編のたびにこういった形で審議会を一々開くのかという問題があるのだらうと思ひまして、その点についての指定の公開性と行政の効率性はどこかで調和を取らなければいけないということでもありますので、そういった意味で、もちろん指定は厳重な手続でやることは必要でありますけれども、非常に軽微な組織改編に伴うような変動についてはより迅速な対応も必要なのかと思っておりますので、その点は御配意いただければと思います。

以上です。

【会長】ありがとうございました。

この件につきまして、事務局、いかがでしょう。

【事務局】御意見ありがとうございます。

我々としても当然この法律をしっかり施行して、調査して、あるいは必要に応じて規制していくといったことが我々の法の目的でございますので、そういった行政的な変化の部分につきましては、できるだけ効率的に処理していく必要があるという同様の問題意識を

持たせていただいているところでございます。

後ほど御説明させていただきたいと思いますが、会長からも同様の御意見をいただいております、そういった軽微な改正につきまして、持ち回りでの手続も含めまして効率的に処理していく方法をしっかり取っていきたいと考えております。中身については後ほど御説明させていただきたいと思います。

【会長】よろしいでしょうか。

ほかに。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】今回も大変お疲れさまでございます。今回の変更に関しては、特に異論はありません。

お願いという形になりますけれども、今回は区域を拡大するという方向性での変更でしたけれども、今後縮小に関しても随時丁寧にやっていくことが大切だと思っています。特に周辺の住民の方たちの信頼を得るということで考えますと、拡大のみならず縮小についても丁寧に決めて、そしてそれを広報していくことが大切かと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【会長】ありがとうございました。

これにつきましてもよろしいですか。縮小のほうの考え方といいましょうか。

【事務局】〇〇委員、どうもありがとうございます。

法制定時の経緯もございますので、そのような方針でやっていきたいと思っております。ありがとうございます。

【会長】よろしいですか。

続きまして、〇〇委員、どうぞ。

【委員】御説明どうもありがとうございました。

テクニカルなところですが、9ページ、10ページで、広報そのものが抑止力になるということは本当に力強く伺いました。今回はウェブの地図を公開されるということで、こういうものでいつも問題になるのが更新頻度、いつ更新したのかみたいところ、住宅の貼り付き方や道路が変わってしまったりすることもあると思いますので、いつの時点のものかななどを明記しておくことがとても大事なのではないかと思います。されているとは思いますが、ちょっと前のバージョンなどになったときにそこにトラブルが起きないようにぜひ御留意いただければと思いました。

以上です。

【会長】ありがとうございます。

【事務局】そのようにホームページにもどのような地図ですということを入れるようにしております。

【会長】よろしいでしょうか。

ほかにいかがですか。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】確認でございます。この指定状況の情報と申しますのは、宅地建物取引業法上の重要事項として関係の方に言うようになっているのか。リーフレットではもちろん言うわけでありすけれども、現に具体の土地取引に絡むときに牽制球ではないのでありすけれども、そうした情報がきっちりあることを周知する、これはリーフレットではなくて個別の話になってまいりますけれども、かなり効果はあるようにも考えております。その点、現状どのように扱われているのかを確認させてください。

【会長】お願いいたします。

【事務局】お答えいたします。

重要事項説明、宅建業者に説明義務がかかっておりますのは本法の届出に関するところでございます。特別注視区域と届出が制度的にリンクをしており、特別注視区域内にある土地等の取引で200平米以上の場合には宅建業法で重要事項説明をするようになっておりますので、業者さんからは説明をしていただいているという建前になりますが、なかなか届出も100%という状況ではありません。そういったこともありまして、全日本不動産協会、全国宅地建物取引業協会連合会と連携をいたしまして、両団体ともこの法律の施行については非常に協力をするという姿勢を示していただいております、また宅建業者の方の中にはまだまだこの法律について十分な知識を持っていない方もいらっしゃるということでございますので、不動産キャラバンとして説明に伺わせていただいているところでございます。さらに、宅建業者さん用、そして国民の皆様用のために説明動画も作ってホームページに掲載をしているところでございまして、広報活動に力を入れているところでございます。

【会長】よろしいでしょうか。

それでは、ウェブサイトから〇〇委員、挙手をされているようですが、どうぞ御発言ください。

【委員】ありがとうございます。

私もこの10ページのウェブ公開はとても重要だと思っております、一般の方がこのように具体的に地図上で見られるというのはとても分かりやすくいいなと思う一方で、これについては例えばiPadはいいと思うのですけれども、スマホなどでも見るようになるのでしょうか。例えば土地などを見に行ったときには、現地で確認したいといったときには、恐らくパソコンではなくてスマホで確認したりすることが多々あると思うのですけれども、その辺りはもしなっているのであればもうそれでよろしいと思うのですけれども、なっていないのであれば今後準備されていく予定があるのか、その辺りを教えていただければと思います。

【会長】御回答をお願いいたします。

【事務局】御意見をありがとうございます。

スマホでの対応もできるようにしておりますので、そういった意味ではパソコンがなくても普段出かけているところでも検索できるようになっております。

【委員】ありがとうございます。

【会長】ありがとうございます。

それでは、〇〇専門委員、どうぞ。

【専門委員】これはそうっていないと思いますが、基本的に周辺の土地の状況を開示していくのは非常にいいことだと思いますが、そもそもこの施設自体は非常に機微な施設が多いということですので、それについての情報が開示されないことがまた一つ重要なのかと私は思っています。

ウクライナでありますけれども、例えばHIMARS等のターゲティングは橋脚などを破壊するという形で非常にピンポイントの攻撃ということでありますけれども、600箇所弱のところの機微施設ということありますから、その中の形状などがこのウェブ地図上では明らかになっていないのだろうと私は思っておりますけれども、もちろん大量破壊兵器を使えばこれも一斉にやられてしまうということなのでございますけれども、少なくとも当該施設についての核心部が敵側にやられてしまつては全然意味のないことであるということですので、その点についての対応はどうなっているのかをお聞きしたい。

そういったことはあまり開示されていないという認識を持っておりますけれども、特にディメンションやベクトル、それからまた緯度・経度、緯度・経度はもう仕方がないと思いますが、例えば高さや方向性といったことについての開示、これもしかして最近では立体地図が開示されたりしてしまつて、割と無防備な状況になっているということで危惧しているところでもありますけれども、この仕組みの本来の趣旨については当該施設を守ることですのでありますから、そこは原点に返っていただくことが非常に重要だろうと思つておりまして、施設の特にどこが中心的部分なのかとか、そういったことが分からないような形で開示することが重要ではないかと思つております。

以上です。

【会長】ありがとうございます。大変重要な御指摘と思います。

いかがでしょうか。

【事務局】大変御指摘はごもつともだと思つております。専門委員がおっしゃるように核心的な施設、そういったものを明示する形にはしておりませんが、この区域の内外を示すということで、外縁線につきましては示しておりますけれども、今いただきました御意見を改めましてしっかりと受け止めて、効率性との天秤にかけてバランスよく考えて対応したいと考えております。

【専門委員】開示するという方向になるとどんどんやれみたいになってしまうのです。あまり役所の人もよく考えていないから、もっと詳しく示したほうがいいのではないかみたいな話になって、それは全然違う話なので、逆に言うと、その区域以外の部分は黒塗りにしていただくぐらいの、こう言うにあいつは何だと言われそうでありますけれども、少なくとも緯度・経度は仕方がない。これは市販の地図でも分かりますからね。ただ、その核心部分が何なのかみたいなことが形状的に分かるとか、そういうことは非常によろしくな

いということでもありますので、最初はコンベンショナルな兵器でやられるのだろうということではありますが、ピンポイントで来るのだろうと、そうなのかと私は思っていますけれども、どこが一番のターゲットなのかが分からないようにしてもらうことが大事かと思っております。今後、システムが進んでいくことに伴って、もっとやったらいいのではないかと考える人だけでなく、あえてやめたほうがいいのではないかと言う人もいないわけではないかもしれません。そこを一つ御認識いただければと、かように思っております。

以上です。

【会長】ありがとうございました。

【事務局】ありがとうございます。

まさに我々はこれは防衛施設を守るためにやっているわけですので、逆にそこが損なわれるようでは全くやる意味がないことになります。我々が今回区域指定していることにつきましても、当然防衛省さんが既に対外的に公表されているものの範囲でしか公表しておりませんし、その範囲での区域の線を描いているというところで、こういった施設、重要な施設がどの部分にあるか、それは当然防衛省さんでもしっかり守られていると思いますし、我々もそれを超えるようなことは決してございません。

ちなみに、このような経済安全保障の世界ですと、効率的な経済運営と安全保障を両立する必要があるということで、似たような取組として、アメリカのCFIUSでも実際は我々がやっているような具体的な区域とどこが対象になるかがネットで調べられるようなものは入れているような状況でございますので、我々もそういったところをバランスを取りながら効果的に対応していくことが重要かと思っております。

【会長】よろしいでしょうか。

ほかにいかがですか。

ありがとうございます。特に御意見はないようでございますので、それでは、今の御議論におきまして貴重な御意見をいただいたと思いますので、事務局におかれましては、今後の法執行の参考にさせていただきたいと思います。

次ですが、ここで今後の審議会運営について、これまでの審議会での議論を踏まえまして、私から提案をさせていただきたいと思います。

先ほども御意見がございましたけれども、皆様に御議論いただきました区域指定につきましては、今後施設の新設、施設機能や敷地の変更による追加的な区域指定といった技術的な修正案件が増えていくことが予想されると聞いております。これは御発言がございましたように、区域指定を外すというケースもあろうかと思っております。

こうした事情を踏まえまして、今後の審議会の効率的な開催方法につきましては、私から事務局に検討をお願いいたしまして、その検討結果について本日事務局から御説明をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【事務局】ありがとうございます。事務局でございます。

今後の区域指定につきましては、会長御発言のとおり、新設、それから施設機能の変更

など追加的な区域指定や修正あるいは減らす、そういったものが想定されます。こういったものにつきまして2点ほど提案させていただきたいと思っております。

1点目でございますが、区域の修正の決定は、既に指定した区域の修正であることから、これまで審議会で新たに区域を指定する場合は、まず候補を提示して、それから決定するといった2段階の方式を取っているものでございますが、既に指定されている区域の修正、微修正、増えるほうでも、減るほうでも、そういったものについては1回の決定の審議会のみで処理していきたいと考えております。

2点目は、先ほどございました資料3でございますけれども、審議会運営規則の6条に（書面による議事）といった持ち回りの審議会の開催についての規定がございます。これまでですとこういった軽微な案件について適宜必要に応じて処理していくといったところが明確に読めるような形になっておりませんでしたので、それを明確に読めるようにするために、この6条の中に「その他正当な理由があると認める場合」といった文言を挿入したいと思っております。これを踏まえまして、必要に応じて持ち回りの審議회를効果的に開いていく形にしていきたいと考えているところでございます。

御説明は以上でございます。

【会長】ありがとうございました。

ただいま事務局から御提案がございました今後の審議会の運営及びそれに伴う審議会運営規則の改正につきまして、御異議、御意見がございましたら御発言をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

ありがとうございます。それでは、今後の審議会運営及び運営規則の改正に関しましては、事務局提案のとおりといたしたいと思っております。

続きまして、報告事項に移ります。

（重要施設周辺等における土地等の取得状況（令和5年度）について事務局から報告の後、意見交換）

【会長】最後に、辻副大臣より一言御挨拶をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

【辻副大臣】先月から内閣府の副大臣を拝命いたしました辻清人でございます。

以前から外務、安全保障を中心に12年ほど衆議院議員を務めておりますが、10回目の土地利用の審議会、極めて強い関心と気持ちを持って皆さんの御意見を拝聴させていただきました。本当にありがとうございます。

本年春に本格的な運用フェーズに入って以降初めての審議会でしたが、実際にこれから実態把握に努めてまいりの中で、法の執行や制度運用をはじめ様々な課題や新たな状況も出てくると思います。その中で、これからどうやって透明性と秘匿性のバランスを取るか。

これは日本のみならず多くの民主主義国がバランスを取る中で様々な試みをしていると理解をしておりますが、ぜひともこれからも皆さんの御指導を仰ぎながら、我々としてもしっかりとこれから公共性を担保しながらこれを前に進めていければと思います。

以上、簡単ではございますが、会議の締めくくりの御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

【会長】 どうもありがとうございました。

それでは、特に御発言がなければ、以上をもちまして本日の会議は終了といたします。御出席ありがとうございました。